

第2編

施工体制

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：令和4年12月28日
国不建第466号

各地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について（通知）

建設業法の一部を改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には、当該下請契約の請負代金の額（以下「下請代金額」という。）にかかわらず、施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）により、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされた。

これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

記

一 作成建設業者の義務

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。

（1）施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請代金額の総額が4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

（２）下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請代金額の総額が4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の8第2項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所
- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの（建設業の許可を受けていないものを含みます。）に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたと

きは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設（株）

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション／△△営業所

〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。
○○建設（株）

また、①の書面による通知に代えて、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（3）下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

（4）施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を經由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の1)から10)の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

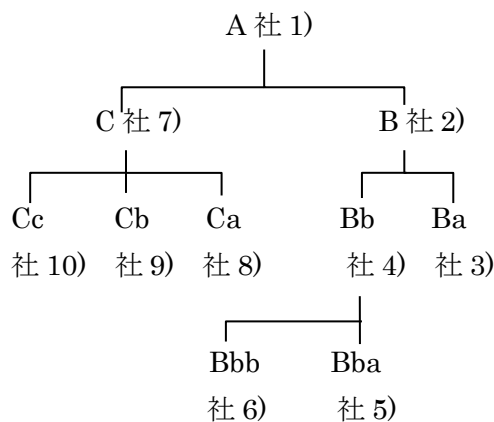
1) A社自身に関する事項（規則第14条の2第1項第1号）及びA社

- が請け負った建設工事に関する事項（規則第14条の2第1項第2号）
- 2) B 社に関する事項（規則第14条の2第1項第3号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第14条の2第1項第4号）
- 3) Ba 社に関する…〔B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付〕
- 4) Bb 社に関する…〔B 社が提出する
〃 〕
- 5) Bba 社に関する…〔Bb 社が提出する
〃 〕
- 6) Bbb 社に関する…〔Bb 社が提出する
〃 〕
- 7) C 社に関する事項（規則第14条の2第1項第3号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第14条の2第1項第4号）
- 8) Ca 社に関する…〔C 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付〕
- 9) Cb 社に関する…〔C 社が提出する
〃 〕
- 10) Cc 社に関する…〔C 社が提出する
〃 〕

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。

施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。

また、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付書類に代えることができる。



(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実

が生じ、又は明らかとなった時（規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第14条の5第3項）、新たに下請契約を締結し下請代金額の総額が（1）の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

（6）各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係

イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号イ及びトの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号への「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載する。

また、その者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有

する規則別表（２）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

チ 第２号トの「主任技術者資格」は、その者が法第７条第２号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（２）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

リ 第２号チ及び第４号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

ヌ 第２号リ及び第４号リの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

ル 第３号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第１号記載要領６の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類（規則第１４条の２第２項）関係

イ 第１号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあつては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について下請代金額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第１９条第１項各号に掲げる事項が網羅されていなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等

は、ここでいう書類に該当しない。

ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ハ 第3号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第2号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面及び施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）別記様式第6号（イ）による1級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し等又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ニ 第4号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号トに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

（7）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類（法第19条第1項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、（4）に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

（8）施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第14条の6第3号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならないときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。
- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第14条の6第2号

及び第4号)は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。

⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができる。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合(規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。)には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(10)の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記(10)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一（２）①の書面の通知を受けた場合や、工事現場に一（２）②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

（２）建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

（１）に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

① 当該他の建設業を営む者に対し、一（２）①の書面を通知しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第１４条の４第７項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、一（２）①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

② 作成建設業者に対し、（３）に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

（３）再下請負通知

① 再下請負通知は、再下請負通知書をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要がある、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。

② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない（規則第１４条の４第２項）。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請代金額の総額が一（１）の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。

④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は添付した書類（法第１９条第１項の規定による書面）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一（２）①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に

提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

- ⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請代金額の総額が一（１）の金額を下回る民間工事など法第24条の8第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、よりの確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

附 則

この通知は、令和5年1月1日から適用する。

第2 施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

平成13年4月1日 北開局工管第54号
北海道開発局長から開発監理部長、
営繕部長及び各開発建設部長あて

このことについて、別紙（写）のとおり大臣官房会計課長から通知があったので、お知らせする。

別紙(写)

国官会第1424号
平成13年3月30日

北海道開発局長 殿

大臣官房会計課長

施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

標記について、総合政策局建設産業長より別添のとおり要請があったので、貴職におかれても、公共工事における適正な施工の確保と一括下請負等不正行為の排除の徹底等に努められたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知徹底されたい。

別添

国 総 建 第 81 号
平成 13 年 3 月 30 日

国土交通省大臣官房長 殿

国土交通省総合政策局長

施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

一括下請負等不正行為の排除については、従来よりその徹底に努めてきたところですが、依然として不適切な事例が多く見られ、公共工事におけるこれら不正行為の排除の徹底と適正な施工の確保がより一層求められています。

このため、先の臨時会(第 150 回国会)において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)が制定され、同法に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から、公共工事について、一括下請負が全面的に禁止されるほか、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置等が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところです。

ついては、下記の点に留意し、拡充された施工体制台帳の活用等を通じ、適正な施工の確保と一括下請負等不正行為の排除の徹底等により一層努められるようご協力をお願いします。

また、これらの措置に伴い、「一括下請負の禁止について」(平成 4 年 12 月 17 日付け建設省経建発第 379 号)を別紙のとおり改正することとしたので、的確な対応をお願いします。

記

1. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建設業者から提出される施工体制台帳の活用等により、適切に現場施工体制の点検等に努めること。
2. 一括下請負等建設業法等に違反すると疑うに足りる事実がある場合には、建設業法担当部局に通知する等相互の適切な連携に努めるとともに、厳正に対処すること。
3. 公共工事に係る施工体制台帳の拡充に関する措置は、発注者による施工体制台帳の活用による現場施工体制の点検等を通じ、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等を図るためのものであり、この趣旨を踏まえ、その適切な活用を図ること。
また、契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条の不開示情報（同条第 2 号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」）として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に留意すること。
4. 施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと。また、施工体制台帳の活用に当たっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないよう留意すること。
5. 発注者支援データベースの活用等により主任技術者又は監理技術者の適正な配置の徹底に努めること。

平成4年12月17日
建設省経建発第379号

最終改正：平成13年3月30日
国 総 建 第 8 2 号

建設業者団体の長 殿

建設省建設経済局長

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されており、「第二次構造改善推進プログラム」（平成4年3月30日付け建設省経構発第8号別添）においてもその徹底を図ることとされたところである。このため、別添のとおり「一括下請負の禁止について」を定めたので送付する。

貴会におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

[別添]

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

(参考) 建設業法

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 (略)

一 一括下請負の禁止

- (1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- (2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。
- (3) このため、建設業法第22条は、如何なる方法をもつてするを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（同条第1項）、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと（同条第2項）を禁止しています。

また、民間工事については、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが（同条第3項）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）については建設業法第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されています。

同条第1項の「如何なる方法をもつてするを問わず」とは、契約を分割したり、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりはないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

二 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置けない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないことになりますので注意してください。

なお、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

(3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された工事の質及び量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

(具体的事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(注2) 「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の（具体的事例）の①及び②のような場合をいいます。

(具体的事例)

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を1社に下請負させる場合
- ② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合

三 一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

- ① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。
- ② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

四 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については、一括下請負と疑うに足る事実があった場合、発注者は、当該工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することとされ、建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることになります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含むことは認められません。

○ 一括下請負に関するQ & A

Q 1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q 2 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いています。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。この場合は本当に一括下請負になるのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事とを取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q4 道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させましたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになります。

Q5 一括下請負の禁止は元請負人だけではなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足る特段の事由

があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q 6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q 7 A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかつたので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q 8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q 9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行わせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q 10 「実質的に関与」しているとは、具体的にどのようなことを行っていることが求められますか。

A 元請負人が配置した主任技術者又は監理技術者が、現場に専任であって、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることは言うまでもありませんが、これら技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の施工調整・指導監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。その際、当該技術者が、過去に同種又は類似の工事での施工管理を行った経験の有無も判断の際の参考になるでしょうし、また、業務量等に応じてその他の必要な技術者を配置していることが求められます。

Q 1 1 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者又は監理技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。
その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言えます。

第 3 施工体制台帳に係る書類の提出について

平成 13 年 4 月 1 日 北開局工管第 2 2 号
最終改正 令和 3 年 3 月 1 8 日 北開局工管第 2 3 6 号
北海道開発局長から開発監理部長、
営繕部長及び各開発建設部長あて

標記について、別紙要領により実施することとしたので通知する。

(別紙)

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

1. 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、受注者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2. 対象工事

工事を施工するために、下請契約を締結した工事。

3. 記載すべき内容

(1) 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項

(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

(3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(注1) 提出様式は、別添 様式例を参考とする。

(注2) 施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について（通知）」(平成7年6月20日付け建設省経建発第147号、最終改正令和3年3月2日付け国不建第404～405号)を参考とする。

4. 提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳等に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

5. 提出根拠

・ 建設業法第24条の8

・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条

6. 適用

本通知は、令和2年10月1日以降に契約する工事に適用するものとする。

(別添)

様式例 一覧

- ・ 施工体制台帳： 様式例－ 1、様式例－ 2
- ・ 再下請通知書： 様式例－ 3、様式例－ 4
- ・ 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図： 様式例－ 5
- ・ 作業員名簿： 様式例－ 6

施 工 体 制 台 帳

[会社名・事業者ID]

[事業所名・現場ID]

建設業の許可	許可業種	許可番号			許可（更新）年月日		
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日
		大臣 知事	特定 一般	第 号	年	月	日

工事名称 及び 工事内容																				
発注者名 及び 住所	〒																			
工 期	自				年			月		日	契約日				年			月		日
	至				年			月		日										

契 約 営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号 等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現 場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐 名		資格内容	
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
	資格内容	資格内容	
	担 当 工事内容	担 当 工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----	------------------------	-----

(記入要領)

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 一号特定技能外国人の従事の状況について
一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。
- 6 外国人建設就労者の従事の状況について
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。
- 7 外国人技能実習生の従事の状況について
出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《参 考》

施工体制台帳 様式例-2

<<下請負人に関する事項>>

会社名・事業者ID		代表者名	
住 所 電話番号	〒 (TEL — —)		
工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		※専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
------------------------	--------------------------	-----------------------	--------------------------	-----------------------	--------------------------

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- | | | | | | | | |
|--|--|--------------|-----------|--------------|-----------|--------|------------|
| <p>1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。</p> <p>2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。</p> | <p>3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)</p> <p>(1)経験年数による場合</p> <table border="0"><tr><td>1) 大学卒[指定学科]</td><td>3年以上の実務経験</td></tr><tr><td>2) 高校卒[指定学科]</td><td>5年以上の実務経験</td></tr><tr><td>3) その他</td><td>10年以上の実務経験</td></tr></table> <p>(2)資格等による場合</p> <p>1) 建設業法「技術検定」
2) 建築士法「建築士試験」
3) 技術士法「技術士試験」
4) 電気工事士法「電気工事士試験」
5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6) 消防法「消防設備士試験」
7) 職業能力開発促進法「技能検定」</p> | 1) 大学卒[指定学科] | 3年以上の実務経験 | 2) 高校卒[指定学科] | 5年以上の実務経験 | 3) その他 | 10年以上の実務経験 |
| 1) 大学卒[指定学科] | 3年以上の実務経験 | | | | | | |
| 2) 高校卒[指定学科] | 5年以上の実務経験 | | | | | | |
| 3) その他 | 10年以上の実務経験 | | | | | | |

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※ [一号特定技能外国人の従事状況の記入要領]

一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。

※ [外国人建設就労者の従事状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ [外国人技能実習生の従事状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《参 考》

年月日：

施工体制台帳 様式例-3

再 下 請 通 知 書

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称・
事業者ID会 社 名・
事業者ID

代表者名

<<自社に関する事項>>

工事名称 及び 工事内容					
工 期	自	年	月	日	注文者との 契 約 日
	至	年	月	日	年
					月
					日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		※専門技術者名	
※主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事状況（有無）	有	無	外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有	無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有	無
------------------------	---	---	-----------------------	---	---	-----------------------	---	---

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - (1) 経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - (2) 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※ [一号特定技能外国人の従事状況の記入要領]

一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。

※ [外国人建設就労者の従事状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ [外国人技能実習生の従事状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

《参 考》

施工体制台帳 様式例-4

<<再下請負関係>>

再下請業者及び再下請契約関係について次にとおり報告いたします。

会社名・事業者ID		代表者名	
住 所 電話番号	〒 (TEL — —)		
工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専 任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）	有 無	外国人建設就労者の 従事の状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況（有無）	有 無
-------------------------	----------	------------------------	----------	------------------------	----------

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - (1)経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - (2)資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※ [一号特定技能外国人の従事状況の記入要領]

一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能一号の在留資格を決定された者。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲むこと。

※ [外国人建設就労者の従事状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」という。)が建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

※ [外国人技能実習生の従事状況の記入要領]

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」に○印を付けること。

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会 長	統括安全衛生責任者
副 会 長	

書 記

(注) 一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

工 事	会 社 名・ 事業者ID	
	工 事 内 容	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工 事の該当	有・無
	専門技術者	
	担当工事 内容	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

事業所の名称

(年 月 日 作成)

所 長 名 殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡
・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

1 次
会 社 名

(次) 提出日 年 月 日

会 社 名

元請
確認
欄

番 号	フリガナ	職 種	所属事業者と異なる事業者の元で就業した場合	※	雇入年月日	生年月日	現 住 所	(TEL)	最近の健康診断日	血液型	特殊健康診断日	健康保険		建設業退職金共済制度	技能レベル	教 育・資 格・免 許			入場年月日
	氏 名				経 験 年 数	年 齢	家族連絡先	(TEL)	血 圧		種 類	年金保険	中小企業退職金共済制度	在留資格	雇入・職長特別教育	技能講習	免 許	受入教育実施年月日	
	技能者ID											雇用保険							
					年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日								年 月 日
								()	～										年 月 日
					年			()											年 月 日
					年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日								年 月 日
								()	～										年 月 日
					年			()											年 月 日
					年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日								年 月 日
								()	～										年 月 日
					年			()											年 月 日
					年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日								年 月 日
								()	～										年 月 日
					年			()											年 月 日
					年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日								年 月 日
								()	～										年 月 日
					年			()											年 月 日
					年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日								年 月 日
								()	～										年 月 日
					年			()											年 月 日
					年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日								年 月 日
								()	～										年 月 日
					年			()											年 月 日
					年 月 日	年 月 日		()	年 月 日		年 月 日								年 月 日
								()	～										年 月 日
					年			()											年 月 日

第4 工事現場における適正な施工体制の確保等について

平成13年4月1日 北開局工管第12号
最終改正 令和7年2月1日 北開局工管第194号
事業振興部長から開発監理部長、
営繕部長及び各開発建設部長あて

標記について、別紙要領により実施することとしたので通知する。

工事現場等における施工体制の点検要領

1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、北海道開発局が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

2 適用対象

点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事（請負代金の額が 4,500 万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、9,000 万円以上のもの。）について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。

3 点検の基本

(1) 点検事項

適正化法及び適正化指針において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

(2) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。

一 建設業法第 8 条第 9 号、第 10 号（同条第 9 号に係る部分に限る。）、第 11 号（同条第 9 号に係る部分に限る。）、第 12 号（同条第 9 号に係る部分に限る。）若しくは第 13 号（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）又は第 28 条第 1 項第 3 号、第 4 号若しくは第 6 号から第 8 号までのいずれかに該当すること。

二 適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項、同条第 1 項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項又は同法第 26 条若しくは第 26 条の 2 の規定に違反したこと。

(3) 工事成績への反映

入札・契約手続きにおける監理技術者の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評価に適切に反映すること。

4 入札・契約手続きにおける監理技術者の専任制の確認等

(1) 入札前における確認

2. 前段に定める工事に該当すると見込まれる工事の申込者を対象に、配置予定技術者（申込者が共同企業体の場合は、全構成員の配置予定技術者。以下同じ）の他の工事の従事状況（工事名、工期など）を競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という。）の項目として追加し、提出を求めること。CORINSを用いて配置予定技術者が重複しないことを確認すること。申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、企業情報サービスなどで監理技術者の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話等で確認すること。

申請書等の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を認めない、あるいは、非指名の扱いとすること。なお、この場合において申請書等の差し替えは認めないこと。

（注）CORINS：工事实績情報を提供するサービス

企業情報サービス：監理技術者資格者証情報などを提供するサービス

(2) 入札後、契約前における確認

2. 前段に定める工事に該当すると見込まれる工事の落札者を対象に、CORINSを用い配置予定技術者が重複しないことを確認すること。

重複があった場合は、企業情報サービスなどで監理技術者の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話、面接等で確認すること。

専任制違反となる事実が確認された場合、契約を結ばないこととする。なお、この場合において発注者が承認した場合の外は、申請書等の差し替えは認めないこと。

(3) 契約後における確認

2. 前段に定める工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、当該工事のCORINS登録後、JACICE協議会より監理技術者の重複、所属及び資格者証保持のチェックにおいて重複の疑義情報が提供される。監理技術者としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義があるとの情報の提供を受けた工事について、他工事の発注者と連絡、情報交換するとともに、契約の相手方に疑義情報の内容を電話、面接等で確認すること。

専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することができるものとする。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させたうえで、指名停止及び工事成績の減点を行うものとする。なお、当該工事の監理技術者の交替は発注者が承認した場合の外は認めないこと。

（注）発注者支援データベース・システム：CORINSと企業情報サービスをネットワーク化したサービスで、CORINSと企業情報サービスの他、監理技術者の専任を確認するサービスなどがある。

JACICE協議会：発注者支援データベース・システムを運営管理し情報提供を行っている協議会（JACICとCE財団が協議会の運営管理を行っている）

5 現場における施工体制の把握

(1) 監理技術者資格証の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約書第10条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、工事請負契約書第47条第4号に基づく契約の解除も

選択に含めて必要な措置を講じること。

(2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の同一性の点検

工事請負契約書第 10 条に基づく通知による監理技術者が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者とすることを求める等必要な措置を講じること。

(3) 専任状況の点検

監理技術者の専任状況について、適切な頻度で点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(4) 施工体制台帳の点検

現場に備えおかれている施工体制台帳及びそれに添付が義務づけされている下請契約書及び再下請契約書等を工事期間中に点検すること。

(5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

(7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること、及び工事カルテの登録がされていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

6 その他

(1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注者間で統一的な取組みを行うことによって効果が発揮できることから、本局及び各開発建設部において、工事現場の立入点検の実施や各発注者が保有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めること。

(2) 発注者支援データベースシステムによる現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、CORINS登録の受領書を早期に提出させること。

(3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に、適切に活用すべきものであることに留意すること。

第5 工事現場における施工体制の点検要領の運用について

平成13年 4月 1日 事務連絡
最終改正 令和6年 2月 8日 事務連絡
工事管理課長、技術管理課長から
会計課長、営繕管理課長及び
各 開 発 建 設 部 次 長 あ て

工事現場における施工体制の点検要領については、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年4月1日付け北開局工管第12号）をもって通知されたところであるが、点検要領のうちの「現場における施工体制の把握」については、下記により運用されたい。

記

1 施工体制の点検について

- (1) 施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応については、別紙1の「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び別紙2-1の「一括下請負に関する点検要領」によること。
- (2) 施工体制の把握結果の整理は、別紙3-1の「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。
- (3) 主任監督員は施工体制の把握結果を、技術検査時に技術検査官に提示すること。
- (4) 別紙2-1による一括下請負の疑義の判定は当面、主任監督員、事務所長又は副所長、事業所長、本部担当課長等の合議により行うこと。
- (5) 平成13年10月1日以降は、二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することとなっていることの周知を図ること。

2 監理技術者の専任制の確認について

- (1) 入札前における確認
配置予定技術者が重複していないことの確認は、技術審査会の構成員である当該工事を所掌する課（室）の長（以下、「工事担当課長」という。）が行う。
- (2) 入札後、契約前における確認
配置予定技術者が重複していないことの確認は契約課長が行い、重複していないことが確認できた場合は、その旨及び配置予定技術者名を当該工事の主任監督員に通知すること。
重複していることが確認された場合、契約課長は工事担当課長にその旨通知するとともに、工事担当課長は相手方に申請書等の内容について電話、面談等で確認すること。
- (3) 契約後における確認
監理技術者としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義があるとJACIC-CE協議会から情報の提供を受けた工事について、本局工事管理課は、その情報を当該工事を所掌する開発建設部の契約課長に通知する。
通知を受けた契約課長は、疑義があるとの情報提供を受けた工事の受注者に疑義情報の内容を電話、面談等で確認し、その確認結果及び措置状況を本局工事管理課長へ報告すること。

(4) その他

監理技術者の専任制に係る本通達の内容については、入札公示室に別紙の周知文書を掲示することにより有資格業者に対して注意を喚起すること。

なお、技術者の適正な配置については、参考 2 及び「技術者の適正配置の徹底等について」（平成 12 年 4 月 11 日付け北開局工第 1 号）の別添「監理技術者資格者証運用マニュアル」を参考とされたい。

3 関係規程の廃止等について

「工事現場における適切な施工体制の確保等について」（平成 11 年 3 月 24 日付け事務連絡）は廃止する。

なお、平成 13 年 4 月 1 日より前に契約した工事については、従前の例による。

施工体制の把握における留意点

1 施工体制台帳及び施工体系図に係る記載内容に関する留意点

- (1) 掲示する施工体系図は、「施工体制台帳の作成等についての改正について」（平成13年4月1日付け北開局工管第55号）により作成したものとする。
- (2) 提出する施工体制台帳及び施工体系図は、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年4月1日付け北開局工管第22号）により作成したものとする。この場合にあっては、建設工事に関する請負契約及び警備に係る請負契約（一次下請負人となる場合のみ）に関して必要事項を記載するよう求める。
- (3) 請負契約が単価契約である場合は、その旨を記載するよう求める。
- (4) 施工体系図の担当工事内容は、できるだけ数量総括表に明示した工種区分との対応がわかるよう記載することを求める（ただし、詳細になりすぎないように留意する。）。

2 施工体制台帳及び施工体系図の記載漏れ等に関する連絡

施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、契約担当官及び建設業許可部局に連絡する。

なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、元請負人に対する是正を求める前に契約担当官、建設業許可部局に連絡すること。

- (1) 監理技術者、施工計画書に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に虚偽があった場合
- (2) 一次下請負人の記載漏れがあった場合
- (3) 二次下請より下位の下請負人にあっては、契約期間が1ヶ月以上かつ契約金額が500万円以上の下請負人の記載漏れがあった場合。
- (4) 上記(2)及び(3)については、記載すべき事項が生じてから概ね1ヶ月を経過した後に適用する。

3 施工体系図等の工事現場での掲示

維持工事など工事場所が移動する工事にあつては、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していることを把握。

4 共同企業体における配置技術者

共同企業体の場合は、原則として、全ての構成員で監理技術者又は主任技術者が配置されていることを把握。

(参考：「共同企業体の取扱いについて」（昭和63年12月28日北開局工第71号)）

(参考)

施工体制の把握に関する法令等

- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令
- 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
- 建設業法、同施行令、同施行規則
- 工事請負契約書に基づく共通仕様書
- 労働者災害補償保険法施行規則
- 「建設労働者の福祉の充実について」（平成5年8月10日建設省経労発第73号）
- 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年4月1日北開局工管第12号）

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

目 的	背 景	把握項目	点 検 内 容	実 施 時 期	対 応 方 法
Ⅰ 監理技術者の専任制の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するための義務づけられている監理技術者の専任を把握。	①監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。	工事着手前	＜ステップ1＞ 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）の提出を求める。 ＜ステップ2＞ さらに必要な場合は、監理技術者資格者証発行部局に問い合わせる。 ＜ステップ3＞ 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		②同一性の把握	監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更等について把握。 配置予定技術者（※1）、通知による監理技術者（※2）、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者名が同一であることを把握。	工事着手前	
Ⅱ 適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握。	③常駐の把握	監理技術者の常駐を把握。	工事施工中 1（回／月）程度	＜ステップ1＞ 疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 ＜ステップ2＞ 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		④施工体制台帳	打合わせ時等に監理技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっているかを把握。 （把握結果は、別紙2－1「一括下請負に関する点検要領」の別紙3－2に反映する） 施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。 施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書が添付されていることを把握。 下請負金額が記入されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時	
		⑤施工体系図	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握。 施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握。 （例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書等で確認） 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。	工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 1（回／月）程度	＜ステップ1＞ 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）の提出を求める。 ＜ステップ2＞ 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑥施工体制の把握	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められること等を把握。（別紙2－1「一括下請負に関する点検要領」により点検）	工事施工中 当初及び変更時 工事中1回以上 （工事初期等）	
					＜ステップ1＞ 別紙3－2「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負）」及び別紙3－3「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」にある点検項目について把握する。 ＜ステップ2＞ 一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知し、建設業許可部局と共同して一括下請負の禁止に関する調査を実施。
Ⅲ その他	その他、元請の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	⑦工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。	工事着手前	＜ステップ1＞ 不適切な場合は、是正を求める。
		⑧建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることを把握。	工事施工中 1回	＜ステップ1＞ 不適切な場合は、是正を求める。 ＜ステップ2＞ 契約担当官・業許可部局・労働当局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑨建退協制度に関する揭示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	
		⑩労災保険に関する揭示	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	

※1：競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の監理技術者

※2：工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者

一括下請負に関する点検要領

1 趣旨

本要領は、工事現場における施工体制の把握において、一括下請負の疑義がある工事を抽出するための要領を定める。

2 点検の方法

- (1) 「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について」（平成 13 年 4 月 1 日付け北開局工管第 54 号）において、一括下請負に該当するとされている要件に合致する工事を一括下請負の疑義がある工事として抽出する。
- (2) 一括下請負に関する点検は、監理技術者等の専任、施工体制、元請及び下請の担当工事、実質関与等について実施する。
- (3) 一括下請負に関する点検は、工事中に 1 回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。
- (4) 監理技術者の専任については、専任を必要とする工事全てについて点検する。
- (5) 施工体制、実質関与等については、次の要件のいずれかに該当する工事について重点的に実施する。一方、元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、以降の点検を省略してよい。

・重点点検対象工事

- ア 請負金額が 1 億円以上でかつ、主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請負人が元請契約額の過半を占めている工事
 - イ 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請にある工事
 - ウ 工区割された同時期の隣接工事について、同一会社が一次下請等に存在している工事
 - エ 低入札価格調査対象となった工事
 - オ その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認めた工事
- (6) 重点点検対象工事においては、元請だけではなく、少なくとも三次下請までの自ら施工していないと思われる下請について点検を行う。
 - (7) 1 回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増す。
 - (8) 点検の結果、必要な場合には元請負人から意見を聞き、一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知する。
 - (9) 主任監督員は、点検の結果を様式に記録し、工事検査時に技術検査官に提示する。
 - (10) 記録様式は、別紙 3 - 2 「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負）」、及び別紙 3 - 3 「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を参考とする。

3 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

- (1) 監理技術者等の専任がないことの事実を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とする。
なお、監理技術者等の専任がない場合は、建設業法第 26 条違反ともなる。
- (2) 元請の実質関与に関しては、別紙 3 - 3 「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を参考に、次の項目等について点検する。

① 技術者専任

- ② 発注者との協議
 - ③ 住民への説明
 - ④ 官公庁等への届け出等
 - ⑤ 近隣工事との調整
 - ⑥ 施工計画
 - ⑦ 工程管理
 - ⑧ 出来形品質管理
 - ⑨ 完成検査
 - ⑩ 安全管理
 - ⑪ 下請けの施工調整及び指導監督
- (3) 別紙３－３「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を用いての点検の結果、
- ア 全項目で○。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施」とする。
 - イ ア、ウ以外。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を部分実施」とする。
 - ウ 全項目で△又は×。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を実施していない」とする。
- (4) 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、施工体制にも注意し、別紙２－２「粉らわしいケースでの判定の目安」を参考に判定する。
- (5) 別紙２－２「粉らわしいケースでの判定の目安」は、判定の目安であるので、次のような場合は、これらの要素も加味して別途、判定する。
- ア 当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
 - イ 一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合
- 等

紛らわしいケースでの判定の目安

別紙 2 - 2

ケース内容	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4 (下請の一括下請負)
ケース内容	主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)二次下請負人以下が実質施工しているケース。 ★ 元請(管理業務) 一次下請(主たる部分を請負。直営施工なし) 二次下請(実質施工) 二次下請 一次下請(従部分)	特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース。 ★ 元請(管理業務) 一次下請A(工事量:大) 二次下請 一次下請B(工事量:小) 二次下請	工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人(元請と一次下請の場合も同様)として、主たる部分を実施しているケース。 ★ 元請 A 一次下請 C 二次下請 元請 B 一次下請 C 二次下請 二次下請 二次下請	下請負人に直営施工がなく、再度下請負人が実質的に施工をしているケース ★ 元請 一次 二次 三次(実質施工) 一次 二次 三次(実質施工)
元請負の実質関与の状況(点検結果) *	○元請のみ実質関与。 ① ☐ × 一次下請の業務が不明確で介入が不適切と判定。 ○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施(実質関与)。 ② ☐ ○ 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、③と同様でなにか注意して点検。	① ☐ ○ 但し、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は②でなにか注意して点検。 ② ☐ × 一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定。	点検結果に関わらず要件に合致すれば... 一括下請負の疑義有	①主任技術者の専任が認められる。 ①-1 ☐ ○ 専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている。 ①-2 ☐ × 専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは、実質関与をしていない。 ②主任技術者の専任が認められない。 ② ☐ ×
ア(全体実施) 総合的な企画・調整等全体を実施。				
イ(部分実施) 総合的な企画・調整等を部分実施。	③ ☐ × 一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定。			
ウ(関与していない) 総合的な企画・調整等を実施していない。				

* 元請けの実質関与に関する点検項目 (ア、イ、ウの判定要素)

- | | | | |
|-------------|-----------|------------------|--------------|
| ① 元請けの専任技術者 | ② 発注者との協議 | ③ 住民への説明 | ④ 官公庁等への届け出等 |
| ⑤ 近隣工事との調整 | ⑥ 施工計画 | ⑦ 工程管理 | ⑧ 出来型品質管理 |
| ⑨ 完成検査 | ⑩ 安全管理 | ⑪ 下請けの施工調整及び指導監督 | |

別紙２－２「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足

●全体

- ＊１）○印；一括下請負の疑義がない工事
×印；一括下請負の疑義がある工事
- ＊２）直営施工；主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

●ケース１

- ＊３）一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる（以下のケースでも同様）。
①に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として建設業許可部局に通知することとする。
- ＊４）「専門工種」；「土木工事一式」「建築工事一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。
- ＊５）②に関する判断要素；主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど（発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど）②とは考えにくい。

●ケース３

- ＊６）「当該一次下請負人の請負金額が高い」：
異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、概ね当該一次下請負人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を超える場合とする。なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。

●ケース４

- ＊７）ケース１からケース３が元請負人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース４は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、別紙２－２のケース４に例示した施工体系の場合は、一般に①－２もしくは②に該当すると考えられる。一方、ケース４の①－１に該当する場合としては、例えばケース１の②における一次下請負人が相当する。
- ＊８）主任技術者の専任がない場合は、建設業法第２６条違反ともなる。
なお、専任は、請負金額が２，５００万円（建築一式工事では５，０００万円）以上の工事について必要である。

工事現場における施工体制の把握表

○ 工事概要

工 事 名				
工 期	年	月	日～	年 月 日
請 負 金 額	元 請	千 円	一次下請総額	千 円
受 注 会 社 名				
監 理 技 術 者				
主 任 監 督 員				

○工事着手前の把握

実施日： 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把 握 欄
①監理技術者資格者証の把握		
②同一性の把握		
⑦工事カルテの登録の把握		
所 見		

○工事施工中「1回」の把握

実施日： 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把 握 欄
⑧建設業許可を示す標識		
⑨建退協制度に関する掲示		
⑩労災保険に関する掲示		
所 見		

○工事実施中〔当初及び変更時〕の把握

④施工体制台帳

当 初 ・ 変 更 時	把 握 日	把握欄	所 見
当 初			
() 変更時			
() 変更時			
() 変更時			
() 変更時			

○工事施工中の把握

③専任の把握 [1 (回/月) 程度]

⑤施工体系図 [1 (回/月) 程度]

⑥施工体制の把握 [工事中 1 回以上 (工事初期等)]

[illegible]

- 1 把握表の記載は主任監督員が行う。
- 2 把握欄には、専任状況等について把握した結果を○又は×で記入する。
- 3 各所見欄は、疑義又は不適切の内容について記載する。
- 4 施工体制台帳及び施工体系図の把握の変更時とは、体制の変更時であり、設計変更時でない。
- 5 本様式は、点検に適した形式に変更してよい。

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負-1）

NO.	点検項目	内容	点 検 日			
1	開発建設部名		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
2	工事名					
3	元請負会社名					
4	業種／ランク					
5	主たる部分（最大工事費の工種）		内 容			
6	契約金額（百万円）					
7	契約年月日					
8	予定工期					
9	一次下請数					
10	一次下請数（警備を除く。）					
	点検項目	説明				
	元請負人に着目した点検	主に元請負人の一括下請負についての点検。				
	一般事項		内 容			
11	監理技術者の専任（①OK、②疑義、③問題）	②は頻度増、重点調査対象、③は通知。番号及び点検日記入。				
12	元請の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	元請に直営施工があり、かつ過半を占める時は元請に関する19以下の調査は不要（下請に関する調査は必要）。				
13	一次下請負契約金額合計（百万円）					
14	元請実施額（元請契約額－下請額計、百万円）					
15	元請実施割合（元請実施額／元請契約額）					
16	主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請会社名					
17	上の請負金額（百万円）					
18	上の金額割合（上の金額／元請契約額）					
	施工体系のパターン特性	以下に該当するパターンの場合、重点調査対象（少なくとも29まで点検）。				
19	a 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請負人が元請契約額の過半を実施。（①YES、②NO）	①の場合は会社名。				
20	b 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請にある。（①YES、②NO）	①の場合は一次下請の会社名。				
21	c 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在。（①YES、②NO）	①の場合は会社名及び（当該一次下請の請負金額合計／元請負金額の内少額の一方の請負金額）				
22	d 低入札価格調査対象工事（①YES、②NO）	①の場合は会社名。				
23	e その他、調査の必要性を認めた工事。（①YES、②NO）	①の場合は会社名。				
	施工体系のパターン特性で抽出した～次下請会社に関する事項		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
24	該当一次下請負会社名					
25	上記の請負金額（百万円）					
26	上記の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知。				
27	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事。				
28	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）					
	元請負人の実質関与	単年度工事の場合、工期中間で1回以上。但し、重点調査対象は頻度を増す。	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
29	元請の実質関与（総合的な企画、調整等の業務の実施状況（ア、イ、ウ））	パターン特性で注目した一次下請負との関係にも着目しつつ、別紙3-3「施工体制の点検表（実質関与）」により点検。				
30	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての元請負人の意見	上で、イ又はウの場合、又は紛らわしいケースの判定の目安で一括下請負の疑義がある工事となる場合等に元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
31	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての一次下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に一次下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
32	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）					

注1 直営施工：主要機械オペレーター、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

注2 本様式は、点検に適した形式に変更してよい。

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負-2）

NO.	点検項目	内容	点	検	日
1	開発建設部名		年	月	日
2	工事名		年	月	日

下請負人に着目した点検		少なくとも三次下請まで点検	内 容			
33	管理業務のみと思われる下請負会社の有無（①あり、②なし）	施工体制台帳等から抽出した管理業務のみと思われる会社の有無。				
34	該当会社の社名					
35	上の下請負次数					
36	上の請負金額（百万円）					
37	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知。				
38	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事。				
39	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査（以下の項目）。				
40	該当会社からの再下請会社の数					
41	再下請会社の内、最大契約額の会社の契約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入。				
42	上の金額割合（下位会社の請負金額／上位会社の請負金額）					
43	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知。				
44	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事。				
45	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（業法第24条の6）等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
46	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
47	以上の点検結果により一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）					
（以下は、複数社ある場合に使用）						
34	該当会社の社名					
35	上の下請負次数					
36	上の請負金額（百万円）					
37	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知。				
38	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事。				
39	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査（以下の項目）。				
40	該当会社からの再下請会社の数					
41	再下請会社の内、最大契約額の会社の契約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入。				
42	上の金額割合（下位会社の請負金額／上位会社の請負金額）					
43	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知。				
44	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事。				
45	当該下請負人等の役割分担の考え方等、元請による指導内容（業法第24条の6）等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
46	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
47	以上の点検結果により一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）					

注1 直営施工：主要機械オペレーター、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

注2 本様式は、点検に適した形式に変更してよい。

工事現場における施工体制の把握表（実質関与）

開発建設部名			元請負人	主たる部分を行う一次下請負人	当該項目に調査する実施者(注1)
工事名			○:実施してる。 △:一部が欠けている。 ×:ほとんど出ていない。 一:判別不能。	○:元請に代わって実施。 △:元請の補助として実施。 □:担当分野を実施(項目7、8、10) ×:関与していない。 一:判別不能、対象外	○:元 △:元+1次 ×:1次
元請負会社名					
主の一次下請負会社名					
請負金額比(一次下請:)/(元請:)=					
元請負人の実質関与に関する点検事項					
番号	項目	内容	監督・検査での点検事項等		左の判定
1	技術者	・元請負会社に所属している技術者の専任が認められる。	・施工計画書に記載された技術者の所属、専任状況		
2	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施。	・打合わせ、打合わせ簿等		
3	住民への説明	・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行う。 ・住民等からの苦情等について、的確に対応。	・日報、住民からの苦情内容等		
4	官公庁等への届出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行。 ・工事施工上必要な道路管理者、警察署等への申請、協議を実施。	・申請書等の内容等		
5	近隣工事との調整	・近隣工事との調整を適切に実施。	・近隣工事と調整がとれた施工等		
6	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握。 ・設計図等の調査を的確に実施。 ・施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案。 ・必要となった修正を適切に実施。	・施工計画書、施工計画打合わせ等		
7	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮。 ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応。 ・災害防止のための臨機の措置を実施。	・施工計画と実際の差等	(□の場合は、担当分野)(注2)	
8	出来形・品質管理	・品質確保の体制整備。 ・所定の検査・試験を実施。 ・検査・試験結果を適切に保存。 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施。	・出来形報告書類、品質記録書類、写真等	(□の場合は、担当分野)(注2)	
9	完成検査	・下請施工分の完成検査。	・点検時ヒアリング、元請の出来形管理資料等	—	
10	安全管理	・安全確保に責任ある体制の保持。 ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検。 ・労働者の安全教育、下請負業者の安全指導。	・施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全大会、安全パトロール・教育の実施状況等	(□の場合は、担当分野)(注2)	
11	下請の施工調整及び指導監督	・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指導。 ・施工上の留意点。技術的内容について具体的指導。 ・施工体制台帳、体系図の整備。	・現場の施工状況、下請負からの苦情、下請の事故等の処理、施工体制台帳等		
12	総合判定	○の数 △の数 ×の数 判定(注3)			

注1) 元 請 下 請 実施者

○	×	○	元請が実施(一次は実施していない)。
×	○、□	×	実質的に一次が実施。
△	△、□	△	元請と一次下請で実施。
○	□	○	7、8、10のみ、ケース1、ケース2に該当する場合は、注意して点検。
○	○、△	○、△	あり得ないケース

注2) 元請が実施すべき業務まで実施している場合は△、専門工種に係る業務のみを実施している場合は□。

注3) 判定

ア 全て○:元請負は実質関与していた。
イ ア、ウ以外:元請と一次下請が共同で元請の行うべき総合的な企画調整等を実施していた。
ウ 全項目で△又は×:一次下請が元請が行うべきことを実施していた。(元請の一括下請として通知)

注4) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

建設業者の皆さんへ

工事現場における適正な施工体制の確保等について

建設業法においては、建設工事を施工するときには、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、「主任技術者」を置かなければならないこととされていますが、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければならないこととされています。

さらに、主任技術者及び監理技術者は、公共性のある重要な工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに「専任」の者でなければならないとされており、当局の発注する工事のうち1件4,000万円(建築工事は8,000万円)以上の工事はこれに該当します。ただし、一定の要件を満たす期間については、専任を要しない場合がありますので、詳しくは契約課にお問い合わせください。

したがって、当局としては、国の発注機関として建設業法のより一層の遵守を図ることはもとより、最近の経済状況の下、建設業の健全な発展を促すとともに、公共工事の品質の確保及びコストの縮減に一層の確実を期すため、特に監理技術者の現場専任制の確認・確保に努めることとしております。

確認・確保の内容は、次のとおりです。

1 入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認

- ① 入札前に、配置予定技術者の他の工事の従事状況を確認します。
- ② 入札後契約前に、配置予定技術者が他の工事と重複していないかを確認します。
- ③ 契約後に、監理技術者が他の工事と重複していないかを確認します。

2 現場において監督員が行う監理技術者の専任制確認の徹底

- ① 配置予定技術者と契約書に基づいて通知を受けた監理技術者が同一人であり、元請会社に所属している者であることを確認します。
- ② 工事着手前等に監理技術者と同一人であり、元請会社に所属している者であることを確認します。
- ③ 現場での監理技術者の常駐状況を確認します。
- ④ 現場に備え置かれている施工体制台帳及び添付書類を確認します。

3 監理技術者等の専任状況に対応した工事成績評価の適切な運用

検査の際の評価項目である監理技術者等の技術力について、応答等を通じて専任状況に疑義が持たれる場合は、厳格な評価を行います。

また、確認の結果、専任制違反の事実が確認された場合は、入札参加を認めない、契約の解除などの措置を講じるとともに、ひいては指名停止措置を講じることがあります。

つきましては、建設業者の皆様におかれましては、建設業法の趣旨を踏まえ、工事現場における適正な施工体制の確保等について、より一層のご協力をお願いします。

参考2

「発注者支援のためのデータベース・システム」の活用等による
監理技術者の適正な配置の徹底等について（解説）

1 発注者支援データベースによる監理技術者の現場専任制の対象となる工事の範囲はどのようになっていますか。

(1) CORINSの登録対象工事の金額が5,000万円以上から2,500万円以上に引き上げられたことに伴い、現場専任制の確認の対象となる工事は増加しました。

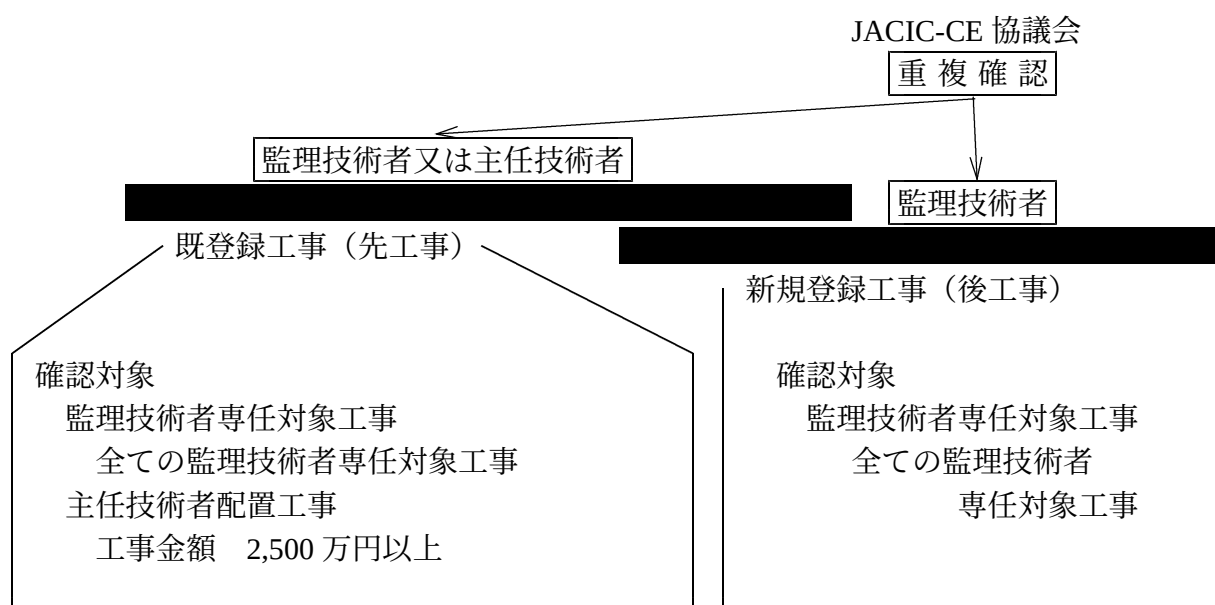
すなわち、

- ① CORINSの登録対象となる監理技術者専任配置対象工事（建設業法第26条第4項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者を専任で配置しなければならない工事をいいます。）が5,000万円以上の工事からすべての工事に拡大したことから、監理技術者専任配置対象工事間の技術者の重複確認について、徹底が図られることとなりました。
- ② 主任技術者を配置しなければならない工事の登録が5,000万円以上の工事から2,500万円の工事に拡大したことにより、監理技術者専任配置対象工事に配置される監理技術者が、他の工事の主任技術者と兼ねる場合（当該主任技術者が監理技術者資格者証を保有している場合に限りです。以下、当該他の工事を「主任技術者配置工事」といいます。）について、重複確認の対象の拡大が図られることとなりました。

(2) また、重複確認は次のように行っています。

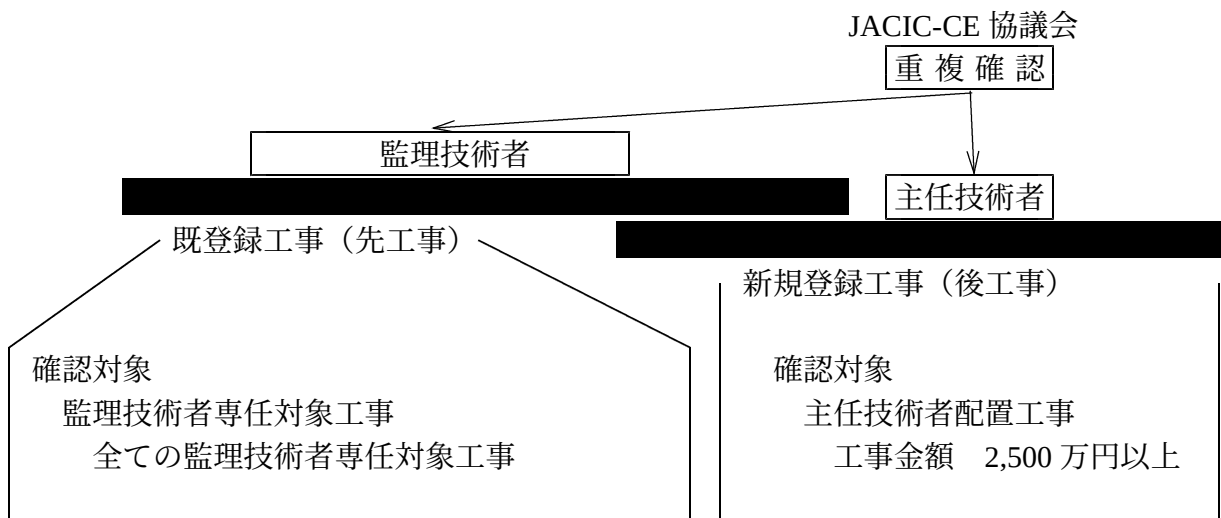
- ① 監理技術者専任配置対象工事がCORINS登録された場合

監理技術者専任配置対象工事がCORINSに登録された場合、当該工事と、先にCORINSに登録されている他の工事との間で、技術者が重複していないか確認を行います。この場合、他の監理技術者専任配置対象工事との重複確認だけでなく、主任技術者配置工事との重複確認も行います。



② 主任技術者配置工事がCORINS登録された場合

主任技術者配置工事がCORINS登録された場合、既に登録されている監理技術者専任配置対象工事との間で重複確認を行います。



2 主任技術者についても専任制の確認を行うのですか。

主任技術者については、

- ① 主任技術者資格を有する者に関するデータベースが整備されいないためその資格の存否の確認ができないこと
- ② 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することが認められていること。

等から、監理技術者と同様には、発注者支援データベースを活用した現場専任制の確認を行うことはできません。したがって、JACIC-CE 協議会では発注者支援データベースによる重複状況の確認及びその結果についての情報提供は行いません。（ただし、1(2)のように監理技術者専任対象工事の監理技術者が他の工事の主任技術者を兼ねる場合については、情報提供を行います。）

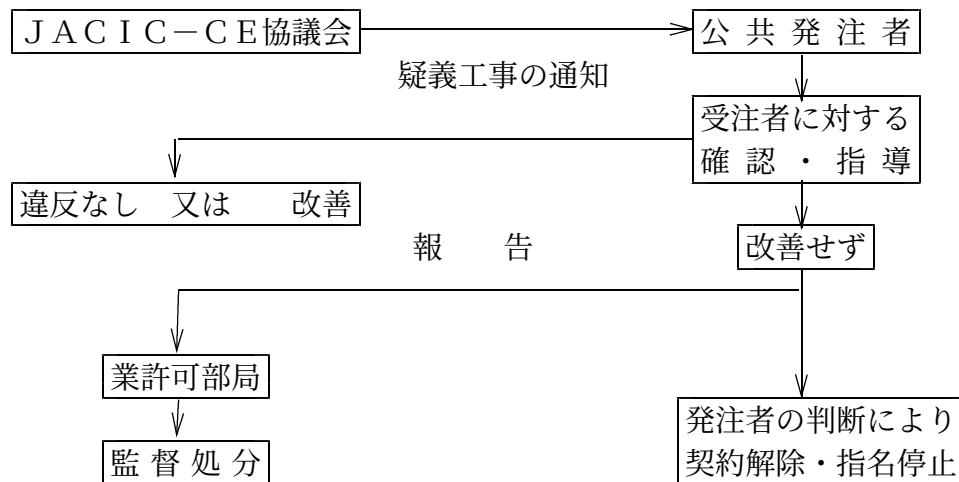
3 発注者支援データベースにより、技術者専任制について疑義があることが発注者に通知された場合には、どのような措置がとられるのですか。

発注者支援データベースにより、技術者専任制に疑義があることが発注者に対し通知された場合であっても、これには、CORINSへの登録ミスによるものやそもそも専任制違反と判断すべきでないケース（例えば、随意契約により追加工事の契約が締結されるような場合）等があり、必ずしも専任制に違反しているとはかぎりません。

したがって、まず発注者は疑義内容について受注者に確認する必要があります。その結果、技術者専任制違反や一括下請負が確認された場合には、発注者において直ちに是正を求めた上で、必要に応じ契約の解除・指名停止等の措置をとることとなります。

す。更に、当該是正に応じない場合や、違反行為が悪質である場合等には建設業法に基づく監督処分も厳正に行うこととなります。

発注者支援データベースにより工事に疑義があることが通知された場合の処理フロー（案）



4 専任制の運用について解説してください。

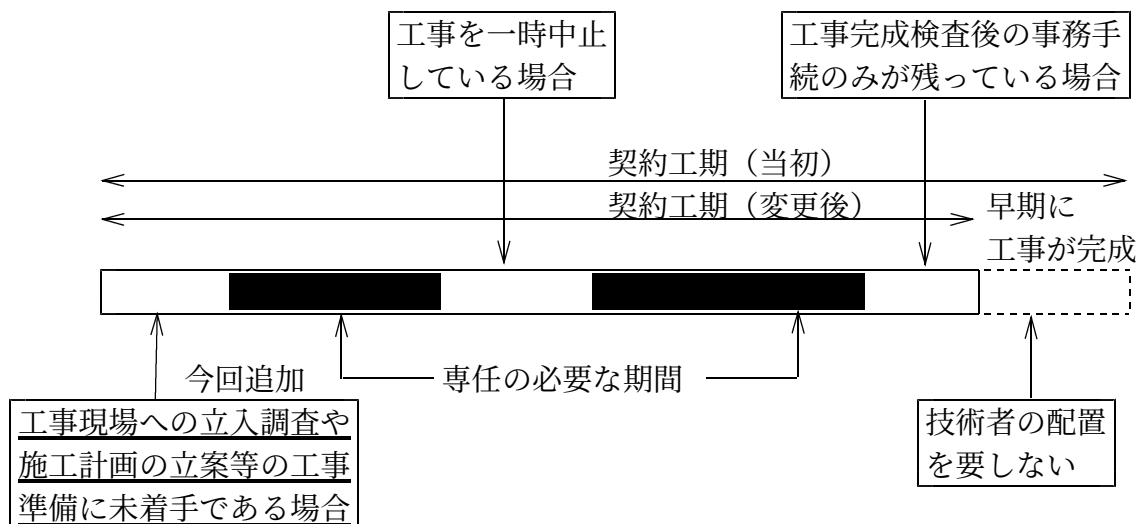
専任制の運用については、以下を参考にしてください。

（下線部分は平成9年3月の通達で追加された部分です。）

(1) 主任技術者及び監理技術者の専任配置を必ずしも要しない期間について

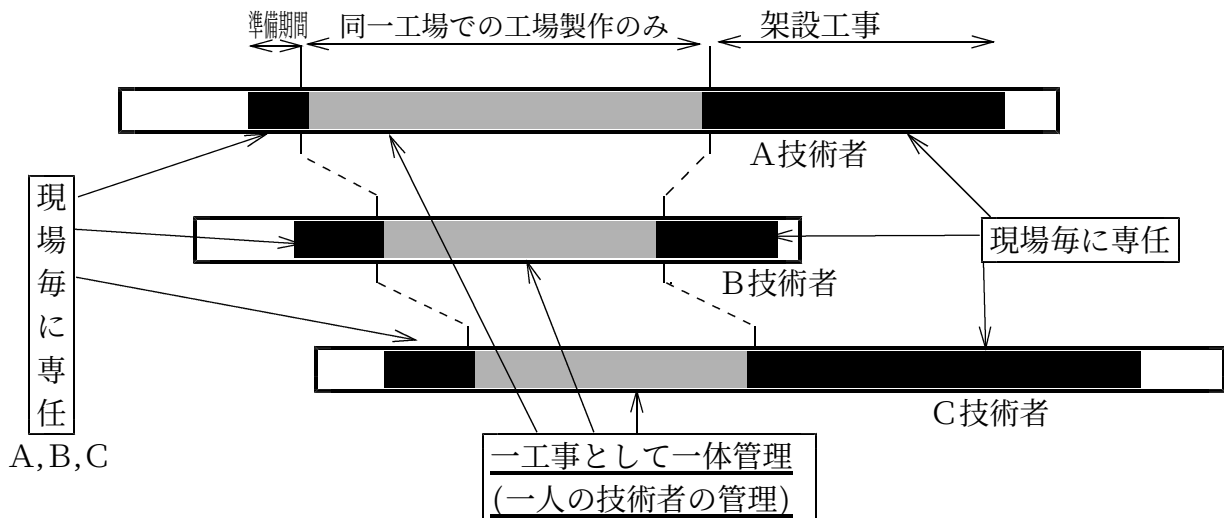
発注者から直接建設工事を請け負った建設業者にとっては、基本的には契約工期をもって主任技術者又は監理技術者を専任で設置すべき期間とされていますが、次のような期間については、その期間が手続上明確になっている場合に限り、必ずしも専任を要しません。

- ① 工事の準備等の行為も含め、工事現場が不稼働であることが明確である期間
工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合、工事の完成検査が終了し事務手続のみが残っている場合、工事を一時中止している場合その他これに類する場合においては、工事準備等の行為も含め、工事現場が不稼働であることが明確である期間については、必ずしも専任を要しません。



② 工場製作のみが稼働している期間

橋梁工事等に含まれる工場製作過程が、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われる場合においては、当該工場製作のみが稼働している期間については、必ずしも専任を要しません。



Q1 専任を必ずしも要しない期間において、「手続上明確になっている」とは、具体的にどのようなことを指しますか。

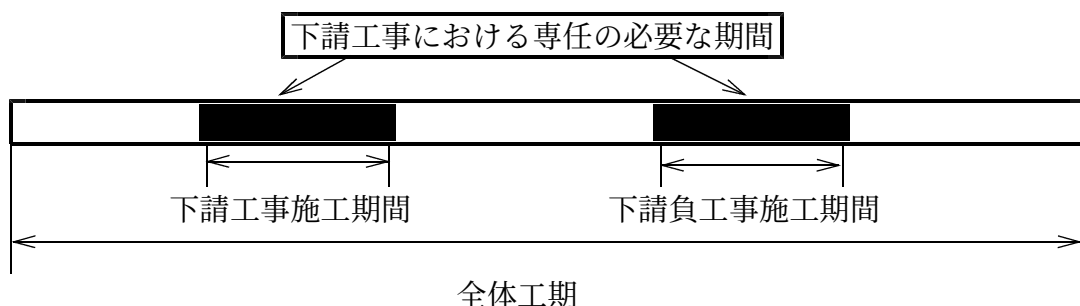
A1 工事中止命令が出されているなど工事現場が不稼働であること、及びその不稼働の期間について発注者が命令・承諾していることが手続上明確にされていることを指し、特別な書式・手続は定められていません。
今回①に追加された例示に関しては、例えば工事着手届により工事準備に未着手である期間等を確認するなどが考えられます。

Q2 工場製作に伴う工事において、「橋梁工事等」とありますが、橋梁工事の他にどのような工事が該当しますか。

A2 工事内容にもよりますが、下水道のプラント工事、エレベーター工事門扉設置工事などの工場製作を伴う工事については、当該工場製作のみが稼働している期間は、橋梁工事と同様の扱いをすることが可能であると考えられます。

(2) 下請工事における専任の必要な期間について

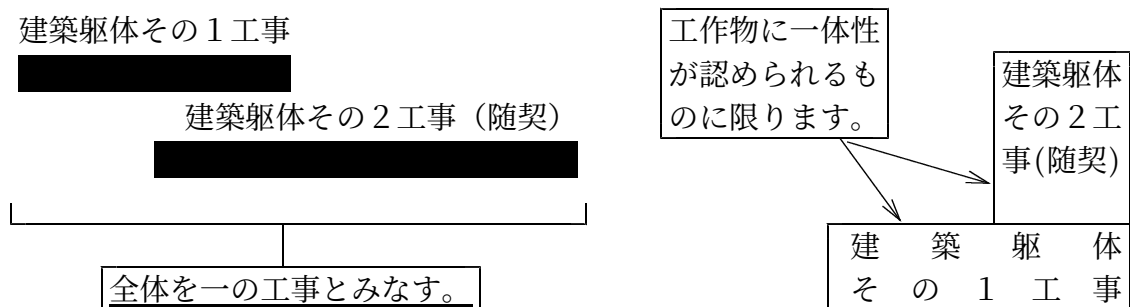
下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間とされています。



(3) 工事単位の考え方

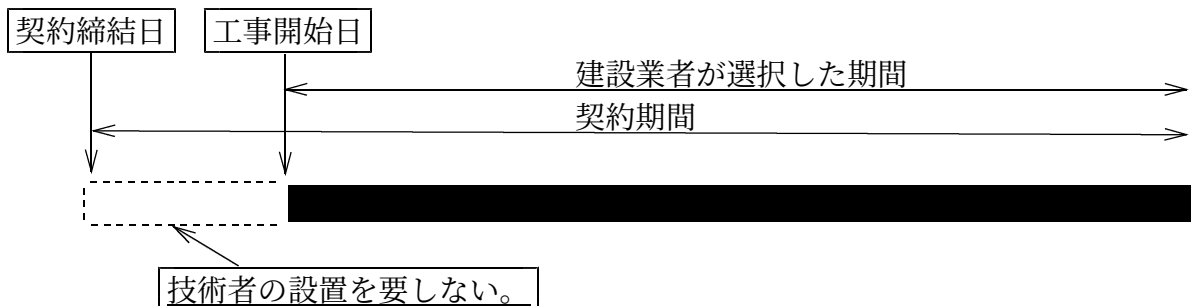
発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限り。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられます。このため、これを一の工事とみなして、当該技術者が当該工事全体を管理するものとすることができます。

この場合、建設業法第3条第1項（一般建設業と特定建設業の区分）、同法第26条第1項及び第2項（主任技術者と監理技術者の区分）等の適用については、一の工事としてこれらの規定を適用します。



(4) フレックス工期の取扱いについて

フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが手続上明確になっている契約方式に係る工期をいいます。）を採択する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とし、契約締結日から工事開始日までの期間は、技術者を設置することを要しません。



Q3 維持工事等において年間を通した契約工期となる場合、現場が稼働する時期があらかじめ特定されるものについては、フレックス工期の場合と同様の扱いをしてもよいのですか。

A3 こうした場合は、当該維持工事が建設業法における建設工事に該当するかどうかの検討も含め、現場の実態にあった専任制の運用をする必要があります。

例えば、維持工事において、現場が稼働する以外の時期においては、工事の準備・待機等の必要がないことが施工計画等により事前に明確なときには、フレックス工期と同様に、現場が稼働している期間以外は技術者の設置を要しない期間と扱うことが可能でしょう。

第6 監理技術者制度運用マニュアルについて

令和7年1月28日国不建技第147号
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から
地方整備局等建設業担当部長あて

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等をもって従来から運用してきたところです。

今般、改正建設業法施行令の一部施行の適切な運用を図る等のため、「監理技術者制度運用マニュアル」を別添のとおり改正し、令和7年2月1日から適用することとしましたので、通知します。

貴職におかれては、監理技術者制度が的確に運用されるよう、引き続き、建設業者に対し適切な指導をお願いします。

なお、マニュアルについては、関係機関※に参考送付をしているところですが、貴職におかれても、速やかな周知へのご協力をお願い致します。

[別添]

監理技術者制度運用マニュアル

最終改正 令和7年1月28日国不建技第147号

目次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二一 工事外注計画の立案
 - 二二 監理技術者等の設置
 - 二三 監理技術者等の職務
 - 二四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、建設業法二十六条第三項第二号を適用する場合には、当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

（１）建設業における技術者の意義

- ① 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、

建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

（２）建設業法における監理技術者等

- ① 建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号、以下「令」という。）第二条）。
- ② 主任技術者又は監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- ③ 監理技術者補佐は、工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされており（法第二十六条第三項第二号）、また、次のいずれかに該当する者である必要がある。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、2)に限る。（令第二十九条）
 - 1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）
 - 2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。
- ④ 公共性のある工作物等に関する重要な工事の場合には、主任技術者又は監理技術者は専任で置くことが求められているが、法第二十六条第三項ただし書においてその特例が設けられており、本マニュアルでは、同項ただし書による場合を「専任特例」、同項第一号による場合を「専任特例１号」、同項第二号による場合を「専任特例２号」という。

（３）本マニュアルの位置付け

- ① 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。

建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二―一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

（１）工事外注計画と下請契約の予定額

- ① 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等とにより施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

（２）下請契約について

- ① 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者和其他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」
「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。

二―二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（１）監理技術者等の設置における考え方

- ① 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならない。監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。
- また、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。
- ② 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、そ

の施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。)において、元請又は上位下請(以下「元請等」という。)が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請(建設業者である下請に限る。)の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が四千五百万円未満のもの(下請契約が2以上あるときは合計額)が対象となる(法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十一条)。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる(法第二十六条の三第七項)。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣(いわゆる偽装請負)と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- ③ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体(甲型)などで複数の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者又は監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。
- ④ フレックス工期(建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。)を採用した工事又は余裕期間を設定した工事(発注者が余裕期間(発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう)の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事)においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

(2) 共同企業体における監理技術者等の設置

- ① 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、共同施工方式において下請契約の額が五千万円(建築一式工事の場合は八千万円)以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が四千五百万円(建築一式工事の場合は九千万円)以上となる場合は、下請契約の額に応じて主任技術者又は監理技術者を専任で設置しなければならない。(専任特例の場合を除く。)
- ② 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあつては、分担工事に係る下請契約の額が五千万円(建築一式工事の場合は八千万円)以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千五百万円(建築一式工事の場合は九千万円)以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。(専任特例の場合を除く。)
- ③ いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあつては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技

術者を設置すべきである。

- ④ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- 1) 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- 2) 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
- 3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
- 4) 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

- ① 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、専任特例2号の場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

- ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある。監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により注文者との間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

(5) 営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

- ① 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてそ

の職務に従事することをいう。以下同じ。)を行う場合を含む。)して専らその職務に従事することが求められている。

- ② 以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。なお、専任特例を活用する場合との併用はできない。また、1)～3)の併用はできない。

1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（法二十六条の五）

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 三（監理技術者等の専任）（2）①1）～7）を満たしていること。なお、三（2）①2）について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、三（2）①6）ロについては、所属する営業所の名称を加え、三（2）①6）ニ（イ）については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える等が必要のため留意が必要である。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（2）の場合以外）

1) の要件を全て満たすこと（三（2）①1）は除く）。

二一三 監理技術者等の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ① 主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。

また、専任特例2号の場合の監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

- ② このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元

請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。専任特例２号の場合の監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、監理技術者の指導監督の下、監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネジメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ③ 上記の職務は、業務内容や現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれる。
- ④ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。
- ⑤ 下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネジメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、法第二十四条の八の規定に基づき作成する施

工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。

- ⑥ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の四第二項）。

- ⑦ 主任技術者又は監理技術者に求められる役割を一人の主任技術者又は監理技術者が直接こなすことが困難な場合があり、その場合、良好な施工の確保や働き方改革の観点からも、主任技術者又は監理技術者を支援する技術者その他の人員（以下、「技術者等」という。）を配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者等はあくまでも主任技術者又は監理技術者を支援する立場の者であり、技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者の役割に変わりはないことに留意する必要がある。

また、大規模な工事現場等においては、総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ⑧ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証、住民税特別徴収税額通知書等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要である。

（１）監理技術者等に求められる雇用関係

- ① 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ② 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

（２）直接的な雇用関係の考え方

- ① 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。直接的な雇用関係は、資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。
- ② 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更の届出又は新たな資格者証の交付を受けなければならない（建設業法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の三十四第一項及び第十七条の三十六第一項）。
- ③ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、①に記載の資料により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、追加の資料提出を求め確認するものとする。

（３）恒常的な雇用関係の考え方

- ① 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例の場合の監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ② 恒常的な雇用関係については、（２）①に記載の資料の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ③ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

（４）持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ① 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
- 1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
 - 2) 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百五十七号）
 - 3) 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和六年三月二十六日付、国不建技第二百九十号）
 - 4) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和五年三月十三日付、国土建第六百一号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設等に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない（専任特例の場合を除く。）。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

専任特例２号の場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ① 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（専任特例の場合を除く。）（法第二十六条第三項）。
- ② 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上のものをいう（令第二十七条第一項）。
- 1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
 - 2) 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
 - 3) 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
 - 4) 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する

基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

- ③ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が九千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。

- 1) 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- 2) 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である九千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

- ④ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の趣旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点等を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の状況等を踏まえ、例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮す

べきであるとともに、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

- ⑤ 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。

また、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

（２）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

- ① 専任特例１号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例１号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

１）各建設工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が１億円（建築一式工事の場合は２億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

２）建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね２時間以内であること。（規則第十七条の二第一項第一号）なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

３）当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。（規則第十七条の二第一項第二号）なお、工事途中において、下請次数が３を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

４）当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。（規則第十七条の二第一項第三号）

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また１つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が２つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

- ５）当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認

するための措置を講じていること。(規則十七条の二第一項第四号) なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

- 6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、規則二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。(規則第十七条の二第一項第五号、第二項)

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容(法別表1上段の建設工事の種類)

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験(実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載)

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

- 7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。(規則十七条の三) なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

- 8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。(令第三十条) なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

※専任特例1号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはDX技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定したもの。

- ② 専任特例2号については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐(一(2)③参

照)を専任で置かなければならない(法二十六条第三項第二号)。

なお、監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている(法第二十六条第四項、令第三十条)。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示することができる(法第二十八条一項第五号)。なお、工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできない。また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。

- ③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる(令第二十七条第二項)。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

- ④ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円(建築一式工事の場合は八千万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円(建築一式工事の場合は九千万円)以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。(専任特例の場合を除く。)なお、本項を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、①～③の特例を併用することは可能である。

- ⑤ 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例 1 号を活用した工事現場と専任特例 2 号を活用した工事現場を兼務することはできない。

（３）監理技術者等の専任期間

- ① 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- １） 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ２） 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ３） 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ４） 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ② 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- ③ 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間 1）から 4）のうち、2）（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者（専任特例の場合を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

（１）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- ① 専任の監理技術者（専任特例の場合を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

（２）資格者証に関する規定

- ② 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。
- ③ 監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。
- ④ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ⑤ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十五）、様式は図－１に示すものとなっている（監理技術者と専任特例の場合の監理技術者の資格者証は同じ）。

- １） 交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所
- ２） 最初に資格者証の交付を受けた年月日
- ３） 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
- ４） 交付を受ける者が有する監理技術者資格
- ５） 建設業の種類
- ６） 資格者証交付番号
- ７） 資格者証の有効期間の満了する日
- ８） 所属建設業者名
- ９） 監理技術者講習を修了した場合はその旨

（３）監理技術者講習に関する規定

- ① 監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者（専任特例の場合の監理技術者を含む。）として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日

の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。

② なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。

③ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として

①建設工事に関する法律制度

②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。

④ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－２に示すものとなっており（規則第十七条の十一）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合には、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（１）施工体制台帳の整備

① 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。

② そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合は除く、入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではな

らない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

（２）施工体系図の作成

- ① 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。
- ② なお、施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、元請は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ① 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、元請は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。（法第四十条）
- ② 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（専任特例１号の場合には情報通信技術を利用している旨、専任特例２号の場合は監理技術者補佐を配置している旨）、資格名、監理技術者資格者証交付番号等を記載することとされており、図一３の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。
- ③ なお、標識の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ① 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、

建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」

と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。

- ② 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ③ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図－1 資格者証の様式

(表面)

63.92ミリメートル以上
64.03ミリメートル以下

氏 名			年	月	日	生		
住 所								
写 真	初 回 交 付	年	月	日	交 付	年	月	日
	交 付 番 号	第		号				
	監 理 技 術 者 資 格 者 証 令 和 年 月 日 まで有効 国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者							
	印							
所 属 建 設 業 者					許 可 番 号			
有 する 資 格								
建 設 業 の 種 類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し め 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解							
有 ・ 無								

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 1 磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２ 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図－３ 工事現場に掲げる標識の様式

↑ 25cm以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
	許可年月日			
← 35cm以上 →				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第２６条第２項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第２６条第３項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第１号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第２号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第７条第２号ハ又は法第１５条第２号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第２６条第３項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第１号若しくは第２号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

第7 監理技術者制度の運用等について

北開局工管第69号
平成16年8月2日

北開局工管第193号
最終改正：令和7年2月1日

開発監理部長 殿
各開発建設部長 殿
営繕部長 殿

事業振興部長

監理技術者制度の運用等について

標記については、別添のとおり平成16年3月1日付けで「監理技術者制度運用マニュアルについて」が国土交通省総合政策局建設業課長から発出されているところであるが、同マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）を踏まえ、公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、特に下記事項に留意されたく通知する。

記

1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二一（4））

監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか次の（1）から（3）に掲げる場合があること。また、建設現場における働き方改革等の観点から、その具体的内容について受発注者間で合意することとし、入札の公平性の観点から、原則として元請（発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をいう。以下同じ。）の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示する範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすること。なお、次の（1）から（3）に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。

おって、工事請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めたときは、工事実績情報サービス（CORINS）に変更登録をするよう徹底すること。

- （１） 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- （２） 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- （３） 一つの契約工期が多年に及ぶ場合など工事工程上技術者の交代が合理的な場合

2 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係について（マニュアル二―二（５））

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。））を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。

ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であつて、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（「営業所における専任の技術者の取扱いについて」（平成 15 年 4 月 21 日付け国総建第 18 号））。

3 監理技術者等の職務について（マニュアル二―三）

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。なお、当該職務は、業務内容及び業務環境に応じて、テレワークにより行う場合も含まれる。

4 監理技術者等の雇用関係の確認等について（マニュアル二―四）

監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち元請の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であり、また、その際、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要であるとされていること（マニュアル二―四（３）に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。）。このため、入札等に当たっての監理技術者等の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこと。

（１）入札参加希望者等に対する確認手続

監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出及び工事希望型競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者及び工事希望型競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者等に対し、健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。以下同じ。）等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後、設置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。なお、監理技術者補佐又は主任技術者については、健康保険被保険者証の写し等を添付するよう求めること。

（２）在籍出向の要件に係る確認手続

入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。なお、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては、落札者の決定後に確認すること。

① 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年5月30日付け国総建第155号）について

- １） 監理技術者資格者証等により、出向社員と出向元企業との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。
- ２） 出向元企業の建設業の廃業届書の写し、当該建設業の許可の取消通知書の写し又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報を提出するよう求め、出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したことを確認する。
- ３） 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から３年以内であることを確認する。

② 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又

は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）記2. について

1) 開札前における確認手続

イ 監理技術者資格者証等により、在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する

ロ 別途国土交通省不動産・建設経済局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書（以下「通知書」という。）の写しを提出するよう求め、出向元の組合員が、通知書に記載された「（2）①集団を構成する組合員」に該当することを確認する。

2) 契約締結後における確認手続

監督職員（契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第18条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳により、在籍出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、通知書に記載された「（2）組合員」（「②集団に含まれない組合員」を含む。）が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「（2）組合員」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

③ 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）2. について

1) 開札前における確認手続

イ 健康保険被保険者証等により、出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。

ロ 出向契約書や出向協定書等により、出向先の会社との間に雇用関係があることを確認する。

ハ 別途国土交通省不動産・建設経済局建設業課長が交付する企業集団確認書（以下「確認書」という。）の写しを提出するよう求め、出向先の会社と出向元の会社との関係が、確認書に記載された「（1）①親会社」と「（1）②連結子会社」に該当することを確認する。

2) 契約締結後における確認手続

監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向社員を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、確認書に記載された「（1）企業集団を構成する会社」又は「（2）非連結子会社」が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「（1）企業集団を構成する会社」又は「（2）非連結子会社」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

④ 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）

1) 開札前における確認手続

イ 健康保険被保険者証等により、出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。

ロ 「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成20年3月10日付け国総建第319号）別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」（以下「数値認定書」という。）の写しを提出するよう求め、出向元である親会社と出向先であるその子会社が、数値認定書に記載された「1. 企業集団に属する会社」に該当することを確認する。

2) 契約締結後における確認手続

監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、数値認定書に記載された「1. 企業集団に属する会社」が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「1. 企業集団に属する会社」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

(3) 入札参加等の取扱い

(1) の確認手続の結果、当該入札参加希望者等と設置予定の監理技術者等との間に、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合又は(2)①、②1)、③1)若しくは④1)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合することが確認できない場合は、当該入札参加希望者等を入札に参加させないこと。

また、(2)②2)、③2)又は④2)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は、工事請負契約書（「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工管第187号）をいう。）第47条第4号に基づき、契約を解除すること。

(4) 入札説明書等における周知措置

一般競争入札にあつては入札説明書、工事希望型競争入札にあつては技術資料の提出を求める資料、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあつては指名通知書の監理技術者等関係部分において、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 設置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。
- ② 次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平

成 13 年 5 月 30 日付け国総建第 155 号)

2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号)

3) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号)

4) 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 357 号)

(5) その他

契約締結後において、契約書の規定に従い監理技術者等の通知があった場合において、監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札予定者の商号又は名称が異なるなど(1)の「直接的かつ恒常的な雇用関係」及び(2)の在籍出向の要件に疑義があると認められるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)第 11 条に規定する通知の必要があるので、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 11 条に関する手続について」(平成 13 年 7 月 30 日付け国地契第 26 号、国官技第 126 号、国営計第 76 号)に基づき適切に処理すること。

5 監理技術者等の工事現場における専任について(マニュアル三)

監理技術者又は主任技術者は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が 4,500 万円(建築一式工事にあっては 9,000 万円)以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと(専任特例の場合(建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定による場合又は同法第 26 条の 5 第 1 項の規定による場合のことをいう。以下同じ。))を除く。))。そのうち専任特例 2 号の場合(建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定による場合のことをいう。))は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならないほか、兼務できる工事現場の範囲については、「建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規程の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の北海道開発局発注工事における取扱いについて」(令和 6 年 12 月 13 日付け北開局工管第 158 号)によること。また、特定専門工事において、元請又は上位下請の主任技術者は、直接契約を締結した下請(建設業者である下請に限る。)に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。

この「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除

き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではないことに留意すること。したがって、専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、監理技術者又は主任技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者又は主任技術者が担う役割に支障が生じないようにすること。この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すること。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すること。

ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。

（１）「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」（平成２８年１月１２日付け北開局技管第１３６号）記２（１）に規定する余裕期間を設定する工事である場合

余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要しないこと。

（２）元の工事が次に掲げる期間にあつて、他の工事が監理技術者等の専任を要しない工事である場合

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間

元の工事が①から④の期間にある場合は、当該工事現場での監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任は要せず、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者の専任を要しない他の工事に従事することができること。なお、いずれの期間についても、発注者と建設業者の間で設計図書、

打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要であること。

(3) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

① 工場製作の過程を含む工事

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができること。

② 発注者等が同一の工事

元請の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者については、(1)②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。)の専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要があること。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間(担当する下請工事が実際に施工されていない期間)に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。)の専任の主任技術者として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があること。

③ 密接な関連のある工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合においては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができること。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱うこと。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されないこと。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

④ 工作物等に一体性が認められる工事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上となる場合、監理技術者又は主任技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと（専任特例の場合を除く。）。

第8 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

平成26年2月12日 北開局工管第254号
事業振興部長から
営繕部長及び各開発建設部長あて

このことについて、北海道局予算課長より別紙（写し）のとおり通達があったので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、当局においては、別紙通達国北予第47号（平成25年2月6日付け）、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）を「北海道開発局工事請負契約書案について」（平成9年1月16日付け北開局工第187号）に読み替えること。

国北予第42号
平成26年2月10日

北海道開発局事業振興部長 殿

北海道局予算課長
(公 印 省 略)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

標記について、別添のとおり土地・建設産業局建設業課長から送付されたので、通知する。

なお、別添記2.の現場代理人の常駐義務緩和については、従来のとおり「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月6日付け国北予第47号）に基づき適切に運用されたい。

国土建第 2 7 3 号
平成 2 6 年 2 月 3 日

北海道局予算課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成 2 5 年 2 月 5 日付け国土建第 3 4 8 号）を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、通知します。

これを踏まえ、建設工事の発注においては、適正な施工の確保に資するよう、当該取扱いについてご理解と的確な運用をお願いするとともに、貴管下の関係機関に対し、周知方お願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成 2 5 年 9 月 1 9 日付け国土建第 1 6 2 号）は、廃止します。

記

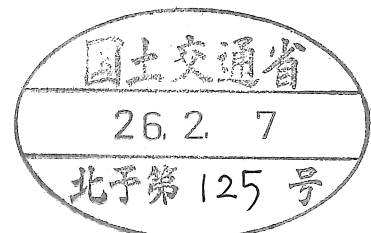
1. 令第 2 7 条第 2 項の当面の取扱いについて

令第 2 7 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 1 0 k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 2 7 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。



- (3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号）（別紙 1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号）のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 75 号）（別紙 2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上

【別添 1】

国土建第 161 号
平成 23 年 11 月 14 日

各発注機関の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年 7 月の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるようになった例もありますが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、参考にされるとともに、適切な運用に努められますようお願いいたします。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第 10 条第 2 項）。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合^(※)には、例外的に常駐を要しないこととすることができるものとされた（標準約款第 10 条第 3 項）。

（※）工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものであるが、その基本的な考え方を示せば次のとおりである。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられる。
- (2) (1) 以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられる。
- ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）
 - ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、これまでの運用実態も踏まえると、兼任を可能とする典型的な例としては、(2) ①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられる。

ア 兼任する工事の件数が少数であること

(工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば2～3件程度)

イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること

(工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること)

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要がある。

【別紙 2】

国 総 建 第 7 5 号
平成 2 1 年 6 月 3 0 日

公共工事発注担当部局の長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

建設業法第 2 6 条に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金の額が 2 千 5 百万円（建築一式工事である場合にあつては、5 千万円）以上の一定の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされているところです。「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成 1 6 年 3 月 1 日付け国総建第 3 1 5 号。以下単に「運用マニュアル」という。）に基づき、かねてよりその適正な運用をお願いしているところですが、このうち、監理技術者等の専任を要しない期間については、適切な運用が行われていない事例が見受けられるところです。

建設工事の適正な施工を確保しつつ、建設業の生産性の向上を図るためには、専任を要しない期間についても適切に設定することが必要であり、その設定に当たっては、下記の事項に特に留意されるよう改めてお願いします。また、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても周知及び徹底方お願いします。

記

1. 工事現場に設置する監理技術者等については、建設工事の請負契約の締結前においては、その設置が不要であることは当然のことであるが、請負契約の締結後においても、運用マニュアルで定める一定の期間について、発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることを条件に、たとえ契約工期

中であっても工事現場への専任は要しないことに留意すること。

特に、運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」で定めている①「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）」、及び同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない期間とされているものの、専任を要しない期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていないために、必要以上に専任を求められる事例が見受けられる。したがって、以下の記載方法例を参考にして、工事現場への専任を要しない期間を明確にすること。

また、発注者は、工事現場への専任を要しない期間を書面により明確にしている場合には、当該期間に監理技術者等の専任を求めることのないようにすること。

なお、同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないことに留意すること。

<記載方法例>

※設計図書（仕様書又は現場説明書）に以下の事項を記載する。

①現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

【現場施工に着手する日が確定している場合】

- 請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②検査終了後の期間に関する記載方法例

- 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

.....

2.

運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」③中「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事」について、工場製作のみが行われている期間は監理技術者等の工事現場への専任を要しないこととされているが、これは、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター」の工場製作を含む工事に限る趣旨ではなく、発電機・配電盤等の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間における工事現場への専任を要しないとの趣旨であること。

○監理技術者制度運用マニュアルについて(平成16年3月1日国総建第315号)(抄)

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 監理技術者等の専任期間

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
 - ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

(以下略)

国 北 予 第 4 7 号
平成 2 5 年 2 月 6 日

北海道開発局事業振興部長 殿

北海道局予算課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

標記について、別添のとおり土地・建設産業局建設業課長から送付されたので、通知する。

なお、別添記 2. については、下記取扱いに基づき適切に運用されたい。

記

「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書 第 1 0 条 3 項について、少なくとも次の 1 ～ 4 のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- 1 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- 2 第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- 4 前第 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

第9 電子媒体に記録された工事写真について

平成17年12月 1日北開局工管第199号

平成22年11月30日北開局工管第174号

事業振興部長から営繕部長あて
各開発建設部長

このことについて、大臣官房地方課長及び大臣官房技術調査課長から別紙（写）のとおり通知があったので、適切に措置されたい。

別紙（写）

国 地 契 第 8 8 号
国 官 技 第 1 8 4 号
平成17年11月29日

北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長

電子媒体に記録された工事写真について

電子媒体に記録された工事写真（以下「デジタル写真」とする。）の取扱いについては、土木工事施工管理基準7（1）、写真管理基準10及びデジタル写真管理情報基準（案）等に基づき、実施されているところであるが、今般、監督職員の承諾を得ずに無断に編集された工事写真が検査時に提出される不適切な事案が発生したことから、今後の再発防止に向け下記の通り厳正に対応するよう徹底されたい。

記

1. 無断編集の有無の確認

受注者から提出されたデジタル写真については、監督職員に無断で編集された形跡等について、検査時等において可能な限り確認を行うとともに、必要に応じて専門家の検証を行うなど、デジタル写真の無断編集の有無について確認を徹底すること。

2. 無断編集を確認した場合の対処

検査時等において、監督職員に無断で編集されたデジタル写真を確認した場合には、受注者に対し文書注意を行うとともに、悪質な場合には指名停止を行うなど既存の制度を適用し厳正に対処すること。

以上

第 10 「電子媒体に記録された工事写真について」の運用について

平成 17 年 12 月 26 日事務連絡
工事管理課長から各開発建設部
技術（調整）管理官あて

「電子媒体に記録された工事写真について」（平成 17 年 12 月 1 日付け北開局工管第 199 号）
の運用については、当面別紙（写し）のとおり取り扱われたい。

別紙（写し）

事 務 連 絡

平成17年11月29日

北海道開発局事業振興部長 殿

各地方整備局総務部長 殿

各地方整備局企画部長 殿

大臣官房地方課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

建設コスト管理企画室長

「電子媒体に記録された工事写真について」の運用について

電子媒体に記録された工事写真については、平成17年11月29日付け国地契第88号、国官技第184号をもって通知したところであるが同通知（下記3.において単に「通知」という。）の運用については、当面下記のとおり取り扱われたい。

記

1. 提出されたデジタル写真については、「デジタル写真管理情報基準（案）」（平成16年6月国土交通省）の「3. 写真管理項目」の表3-1の各項目について「必要度」に応じ記入内容を確認することとする。なお、「写真タイトル」、「撮影年月日」等「必要度」において「必須記入」又は「条件付き必須記入」とされている項目について、当該記入内容が記入されていない写真については、提出写真として取り扱わないものとする。
2. 「デジタル写真管理情報基準（案）」の「6. 写真編集等」について、すべての写真において写真編集は認めないこととする。
3. 通知2.の指名停止を行う「悪質な場合」には、現場における問題を隠蔽しようとした場合、意図的に発注者に虚偽の報告をしようとした場合等が該当するものとする。

以上

第 1 1 建設現場の遠隔臨場の実施について

令和 6 年 3 月 28 日国官技第 876 号
国土交通省大臣官房技術調査課長から
各地方整備局企画部長、北海道開発局事業
振興部長、沖縄総合事務局開発建設部長あて

令和 5 年度における中間技術検査など各種検査における遠隔臨場の適用可能性の試行結果を踏まえ、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』、及び『遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領（案）』を策定したので通知する。

詳細については、国土交通省のホームページで確認できます。

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 4 日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージの活用について

建設現場においては、インフラDXの推進や働き方改革、生産性向上に資する取組が推進されているところである。

従来、建設現場における施工体系図や標識については、各種法律の規定に基づき掲示を指導していたが、今般、デジタルサイネージを活用した施工体系図及び標識の掲示が可能である旨、改めて別添のとおり「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」（令和 4 年 1 月 27 日付け国不建第444号建設業課長通知）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」（令和 4 年 1 月 27 日付け国不建第447号建設業課長通知）および「浄化槽法の規定に基づく標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」（令和 4 年 1 月 27 日付け国不建第449号建設業課長通知）により通知されたので情報提供する。

貴職におかれては、建設現場での監督検査業務における確認事項であることから関係者に周知されたい。

事 務 連 絡
令和4年1月27日

国土交通省大臣官房技術調査課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第4項の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事にあっては6,000万円）以上の場合、施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならないこととされております。また、公共工事の場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約を締結した場合、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないこととされております。

さらに、法第40条においては、建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接建設工事を請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、許可番号や商号等を記載した標識を掲げなければならないこととされております。

今般、デジタル技術の活用による効率化や、建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上の推進の観点から、デジタルサイネージ等を活用した施工体系図及び標識の掲示について、下記のとおりその取扱いを定め、各地方整備局建政部長等あて通知しましたので、貴職におかれましては、所管の建設工事の発注に当たって適切な事務処理に努められ、関係規定の適切な運用に特段の御協力をいただきたく、参考までに送付致します。

記

1. 施工体系図の掲示について

法第24条の8第4項の規定による施工体系図の作成及び掲示は、多様化かつ重層化した下請構造という建設工事の特性を踏まえ、元請業者が下請業者の情報を含

め施工体制を的確に把握し、その監督及び施工管理を行うことができるようにすること、また、元請業者のみならず各下請業者が工事の全容及び役割分担を確認できるようにすることを通じ、建設工事の適正な施工を確保することを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等 I C T 機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（４）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第 24 条の 8 第 4 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （１）工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （２）当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３）施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。）。
- （４）一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。

また、入札契約適正化法第 15 条第 1 項は、法第 24 条の 8 第 4 項の規定の趣旨に加え、公共工事が適正な施工体制のもとに行われていることを担保するため、第三者の視点でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、デジタルサイネージ等を活用し、「工事関係者が見やすい場所」に掲示する施工体系図については上記の（１）～（４）の要件を満たす場合に、「公衆の見やすい場所」に掲示する施工体系図については、上記の（２）～（４）の要件に加え、以下の（５）及び（６）の要件を満たす場合に、それぞれ入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （５）公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （６）施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。

2. 標識の掲示について

法第 40 条の規定による標識の掲示は、建設工事の施工が建設業法による許可を受けた業者によってなされていることや、安全施工、災害防止等の責任主体を対外的に明らかにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等 I C T 機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（３）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第 40 条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。なお、標識の様式については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 28 号（店舗）及び別記様式第 29 号（工事現場）によることに留意する必要がある。

- （１） 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- （２） 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３） 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

各地方整備局建政部長等 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第4項の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の場合、施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならないこととされている。また、公共工事の場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約を締結した場合、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないこととされている。

さらに、法第40条においては、建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接建設工事を請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、許可番号や商号等を記載した標識を掲げなければならないこととされている。

今般、デジタル技術の活用による効率化や、建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上の推進の観点から、デジタルサイネージ等を活用した施工体系図及び標識の掲示について、下記のとおりその取扱いを定めたので通知する。

貴職におかれては、十分留意の上、適切な掲示が行われるよう、建設業者に対し適切に指導されたい。

記

1. 施工体系図の掲示について

法第24条の8第4項の規定による施工体系図の作成及び掲示は、多様化かつ重層化した下請構造という建設工事の特性を踏まえ、元請業者が下請業者の情報を含め施工体制を的確に把握し、その監督及び施工管理を行うことができるようにすること、また、元請業者のみならず各下請業者が工事の全容及び役割分担を確認でき

るようにすることを通じ、建設工事の適正な施工を確保することを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等 I C T 機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（４）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第 24 条の 8 第 4 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （１）工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （２）当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３）施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。）。
- （４）一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。

また、入札契約適正化法第 15 条第 1 項は、法第 24 条の 8 第 4 項の規定の趣旨に加え、公共工事が適正な施工体制のもとに行われていることを担保するため、第三者の視点でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、デジタルサイネージ等を活用し、「工事関係者が見やすい場所」に掲示する施工体系図については上記の（１）～（４）の要件を満たす場合に、「公衆の見やすい場所」に掲示する施工体系図については、上記の（２）～（４）の要件に加え、以下の（５）及び（６）の要件を満たす場合に、それぞれ入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （５）公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （６）施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。

2. 標識の掲示について

法第 40 条の規定による標識の掲示は、建設工事の施工が建設業法による許可を受けた業者によってなされていることや、安全施工、災害防止等の責任主体を対外的に明らかにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等 I C T機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（３）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第 40 条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。なお、標識の様式については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 28 号（店舗）及び別記様式第 29 号（工事現場）によることに留意する必要がある。

- （１） 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- （２） 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３） 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

事 務 連 絡
令和4年1月27日

国土交通省大臣官房技術調査課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく標識の掲示における
デジタルサイネージ等の活用について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第33条の規定により、解体工事業者は、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号等を記載した標識を掲げなければならないこととされております。

今般、デジタル技術の活用による効率化や、建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上の推進の観点から、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく標識の掲示について、「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」（令和4年1月27日国不建第445号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）によりデジタルサイネージ等を活用した場合の取扱いを定め、各地方整備局建政部長等に通知したところです。

これを踏まえ、今般、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく標識の掲示についても、下記のとおりその取扱いを定め、各都道府県建設リサイクル法担当部局長あて通知しましたので、貴職におかれましては、所管の建設工事の発注に当たって適切な事務処理に努められ、関係規定の適切な運用に特段の御協力をいただきたく、参考までに送付致します。

記

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第33条の規定による標識の掲示は、解体工事の施工が同法による登録を受けた業者によってなされていることや、安全施工、災害防止等の責任主体を対外的に明らかにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（３）の要件を満たす場合には、書面による

掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 33 条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。なお、標識の様式については、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号）別記様式第 7 号によることに留意する必要がある。

- （１）公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- （２）当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３）施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

事 務 連 絡
令和4年1月27日

国土交通省大臣官房技術調査課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

浄化槽法の規定に基づく標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第30条の規定により、浄化槽工事業者は、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号等を記載した標識を掲げなければならないこととされております。

今般、デジタル技術の活用による効率化や、建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上の推進の観点から、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく標識の掲示について、「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」（令和4年1月27日国不建第445号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）によりデジタルサイネージ等を活用した場合の取扱いを定め、各地方整備局建政部長等に通知したところです。

これを踏まえ、今般、浄化槽法の規定に基づく標識の掲示についても、下記のとおりその取扱いを定め、各都道府県浄化槽担当部局長あて通知しましたので、貴職におかれましては、所管の建設工事の発注に当たって適切な事務処理に努められ、関係規定の適切な運用に特段の御協力をいただきたく、参考までに送付致します。

記

浄化槽法第30条の規定による標識の掲示は、浄化槽工事の施工が同法による登録を受けた業者によってなされていることや、安全施工、災害防止等の責任主体を対外的に明らかにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（３）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、浄化槽法第30条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。なお、標識の様式については、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）別記様式第8号及び

別記様式第9号によることに留意する必要がある。

- (1) 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- (2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- (3) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

国 不 建 第 4 4 号
令和5年5月12日

公共工事発注担当部局の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）が可能とされております。

今般、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するため、別紙のとおり、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」を作成しましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

なお、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（平成17年国総入企第31～34号）は、廃止いたします。

電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

令和5年5月12日

国土交通省

1. はじめに

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）も可能とされている。

本ガイドラインは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面（以下「請負契約書」という。）の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するものである。

2. 施工体制台帳への電子契約書の添付について

施工体制台帳の添付書類は、規則第14条の2第4項の規定により、その記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、書面での添付に代えることができることとされている。

このため、施工体制台帳が書面で作成されている場合であっても、電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）が、PCやタブレット端末等のストレージや、CD-ROM、USB等の記録媒体に保存され、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。

また、電子契約書が、本社・営業所に備えられたサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合であっても、必要に応じ工事現場において当該サーバ等に保管されている電子契約書にアクセスし、PCやタブレット端末の画面上に表示できる場合には同様の取扱いとして差し支えない。

※ ASP : Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

3. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳に添付する電子契約書の写しの取扱いについて

建設業者は、発注者から直接公共工事を請け負った場合において、当該公共工事を施工するために下請契約を締結したときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定により、当該公共工事の発注者に対して、施工体

制台帳（添付書類を含む。以下同じ。）の写しを提出しなければならないこととされている。

発注者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子情報処理組織を使用する方法により提出することを認めている場合にあっては、当該方法により提出することが可能である。

一方で、発注者が、施工体制台帳を書面で提出することを求めている場合には、その添付書類である電子契約書は、以下の 2 つの条件を満たすことが求められる。

- ① 電子契約書の内容が紙面に印刷され、施工体制台帳の写しに添付されていること。
- ② 電子契約書の内容と①において紙面に印刷された内容に相違ない旨が、直接公共工事を請け負った建設業者の現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。